

第 1 種 法 令

試験が始まる前にこのページに書いてあることをよく読んでください。裏面以降は試験問題になっているので、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1時間15分）

2 問題数：30題（11ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよい物は、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）、鉛筆削り、消しゴム、時計に限ります。計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計を机の上に出すことはできません。
- ② 電卓（電子式卓上計算機）、定規及び下敷きの使用はできません。
- ③ 携帯電話等の通信機器は使用できません。（電源を切ってカバン等にしまってください。）
- ④ 問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。ただし、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験中に気分の悪くなった場合などは、手を挙げ試験監督員の指示に従ってください。
- ⑥ 試験終了の合図があったら、すぐ筆記用具を置いて、解答をやめてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまでは、席を離れることはできません。
- ⑦ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑧ 不正行為をした場合は、受験資格を失います。

4 解答用紙の扱いについて：

- ① 解答用紙は機械で読み取りを行いますので、解答用紙の注意事項に従い丁寧に記入してください。また折り曲げたり汚したりしないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）を使用し、記入を訂正する場合には消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を必ず記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して正しく記入してください。
- ④ 試験は択一方式で、解答は1つの問につき1つだけ選択してください。2つ以上選択（マーク）した場合は、零点になります。
- ⑤ 記入欄以外の余白及び裏面には、何も記入しないでください。
- ⑥ 以上の記入方法の指示に従わない場合、又は必要とされる記入事項が正しく記入されていない場合は、採点がなされません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。

次の各問について、1 から 5 までの 5 つの選択肢のうち、適切な答えを 1 つだけ 選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問 1 放射線障害防止法の目的に関する次の文章の（ A ）～（ D ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「この法律は、（ A ）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、（ B ）、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の（ C ）その他の取扱いを規制することにより、これらによる（ D ）を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」

	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1	原子力規制法	保管、運搬	埋設	被ばく等
2	原子力基本法	保管、運搬	廃棄	放射線障害
3	原子力基本法	販売、賃貸	廃棄	放射線障害
4	原子力基本法	販売、賃貸	埋設	放射線障害
5	原子力規制法	販売、賃貸	埋設	被ばく等

問 2 使用の許可に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、コバルト 60 の下限数量は 100 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、文部科学大臣の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたコバルト 60 が製造されたのは、平成 20 年 4 月 1 日とする。

- A 1 個当たりの数量が、100 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した密度計のみ 1 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した表示付認証機器のみ 10 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- C 1 個当たりの数量が、10 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置のみ 10 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- D 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備したレベル計を 10 台及び放射線発生装置を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問3 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 下限数量を超える密封されていない放射性同位元素の詰替えをしようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
 - B 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
 - C 放射線発生装置のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - D 表示付認証機器のみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

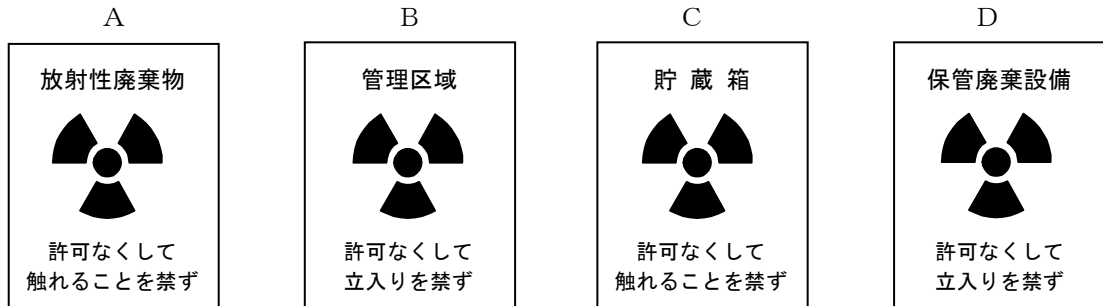
問4 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者（表示付特定認証機器を業として販売する者を除く。）が、文部科学大臣に届け出なければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 販売所の所在地
 - B 放射性同位元素の種類
 - C 放射性同位元素の密封の有無及び数量
 - D 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問5 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
 - B 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
 - C 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
 - D 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
 - E 作業室には、入退管理設備を設け、立ち入る者を常時管理すること。
- 1 ABCのみ 2 ABEのみ 3 ADEのみ 4 BCDのみ 5 CDEのみ

問6 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問7 廃棄施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 排水浄化槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度を測定することができる構造とすること。
- B 保管廃棄設備は、必ず、外部と区画された構造とすること。
- C 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- D 密封されていない放射性同位元素等を使用する場合には、必ず、排気設備を設けること。

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問8 次のうち、許可使用者の許可証に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 許可の条件
- B 使用の目的
- C 使用の方法
- D 法人にあっては、その代表者の氏名

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 9 次のうち、許可使用者が変更の許可を受けようとするときに、申請書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 変更の予定時期を記載した書面
 - B 工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面
 - C 使用の場所及び廃棄の場所の状況、管理区域、標識を付する箇所並びに縮尺及び方位を付けた平面図
 - D 放射線障害予防規程の変更の内容を記載した書面
- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 10 次の記述のうち、その旨を文部科学大臣に届け出ることにより、許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用できる場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、政令で定める数量以下の放射性同位元素又は政令で定める放射線発生装置とする。

- A イリジウム 192 を装備した非破壊検査装置を、講習のためにする実演に使用する場合
 - B 密封されたカリホルニウム 252 を装備した中性子水分計を、土壌中の水分の質量の調査に使用する場合
 - C 密封されたアメリカシウム 241-ベリリウムを装備した照射装置を、地下検層に使用する場合
 - D エックス線を発生する直線加速装置を、橋梁^{りょう}又は橋脚の非破壊検査に使用する場合
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 11 許可証の再交付に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可証を失った許可使用者が、許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には、その許可証の写しを添えなければならない。
 - B 許可証を失って再交付を受けた許可使用者が、失った許可証を発見したときは、速やかに、これを文部科学大臣に返納しなければならない。
 - C 許可証を損じた許可使用者が、許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には、その許可証を添えなければならない。
 - D 許可証を汚した許可使用者は、許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出し、その再交付を受けることができる。
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 12 表示付認証機器に添付しなければならない文書に関する次の文章の（ A ）～（ D ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「表示付認証機器を（ A ）し、又は（ B ）しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、当該表示付認証機器に、認証番号（当該設計認証の番号をいう。）、当該設計認証に係る（ C ）に関する条件（以下「認証条件」という。）、これを（ D ）しようとする場合にあっては第 19 条第 5 項に規定する者にその（ D ）を委託しなければならない旨その他文部科学省令で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。」

	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1	販 売	賃 貸	使用、保管及び運搬	廃 棄
2	販 売	輸 入	受入れ、使用、保管及び払出し	運 搬
3	販 売	賃 貸	受入れ、使用、保管及び払出し	廃 棄
4	製 造	輸 入	使用、保管及び運搬	廃 棄
5	製 造	賃 貸	受入れ、使用、保管及び払出し	運 搬

問 13 新たに許可使用者となった者のうち、放射線障害防止法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。

- A 密封されていない硫黄 35、鉄 55 について、それぞれ下限数量の 4 万倍の貯蔵能力の貯蔵施設を有する者
- B 密封されていないカルシウム 45 について、下限数量の 10 万倍の貯蔵能力の貯蔵施設を有する者
- C 4 テラベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置 1 台、4 テラベクレルの密封されたイリジウム 192 を装備した照射装置 2 台を使用する者
- D 10 テラベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置 1 台を使用する者

- 1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D

問 14 次のうち、密封された放射性同位元素の使用をする場合に関する使用の基準として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。
- B 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。
- C 400 メガベクレル以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器を使用する場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。
- D 放射性同位元素について、紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により測定し、確認すること。

- 1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱で保管しなければならない。
 - B 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器をみだりに持ち運ぶことができないような措置を講じなければならない。
 - C 貯蔵施設へ放射線業務従事者を立ち入らせる場合は、放射線取扱主任者が立ち会わなければならない。
 - D 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空气中濃度限度を超えないようにしなければならない。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 16 事業所等における運搬の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、事業所内の a 使用施設の管理区域から離れた b 使用施設の管理区域へ放射性同位元素を封入した容器（運搬物）を運搬する場合とする。

- A 容器は、外接する直方体の各辺が 5 センチメートル以上であること。
 - B 運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 10 分の 3 を超えないようにすること。
 - C 運搬物は、同一の車両等に文部科学大臣の定める危険物と混載しないこと。
 - D 運搬物及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に文部科学大臣の定める標識を取り付けること。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 17 廃棄の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）については、その者の線量が文部科学大臣の定める線量限度（放射線業務従事者の一定期間内における線量限度）を超えないようにする。
 - B 表示付認証機器等を廃棄しようとする者（許可使用者、届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）は、許可廃棄業者のみに委託しなければならない。
 - C 管理区域内において保管廃棄した陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、封をした日から起算して 5 日間を経過した後は、放射性同位元素等ではないものとする。
 - D 放射性同位元素によって汚染された物が大型機械等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合においては、特別な措置を講じ、保管廃棄設備において保管廃棄する。
- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 18 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 中性子線については、1センチメートル線量当量のみを測定すること。
 - B 70マイクロメートル線量当量を測定すること。
 - C 1センチメートル線量当量を測定すること。
 - D 3ミリメートル線量当量を測定すること。
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 19 実効線量の算定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 外部被ばくによる実効線量を算定する場合、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含めること。
 - B 累積実効線量を記録するような場合、外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量は合算しないこと。
 - C 内部被ばくによる実効線量を算定する場合、自然放射線による被ばくを含めること。
 - D 告示別表第2（放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等）に掲げる化学形等のうち、サブマージョンに区分された放射性同位元素によって被ばくした場合、外部被ばくによる実効線量を考慮すること。
- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 20 密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
 - B 使用施設等の変更の手続きに関すること。
 - C 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。
 - D 放射性同位元素の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 21 教育訓練に関する次の（ A ）～（ D ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 21 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第 1 項に定める時間数以上とし、また、規則第 21 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第 2 項に定める時間数以上とする。」

項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	放射線障害予防規程
第 1 項	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ A ）
第 2 項	（ A ）	（ D ）	（ A ）	（ A ）

	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1	30 分	2 時間	1 時間	1 時間
2	30 分	1 時間 30 分	2 時間	1 時間
3	1 時間	4 時間	1 時間	1 時間
4	1 時間	2 時間	2 時間	1 時間 30 分
5	30 分	4 時間	1 時間	1 時間 30 分

問 22 健康診断に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染されたおそれのある場合には、その量にかかわらず、遅滞なく、その者につき健康診断を必ず、行うこと。
- B 4 月 1 日を始期とする 1 年間に付き皮膚が 50 ミリシーベルト被ばくしたおそれがある場合には、遅滞なく、その者につき健康診断を必ず、行うこと。
- C 健康診断を受けた者に対し、健康診断のつど、健康診断の結果の記録の写しを必ず、交付すること。
- D 医師が必要と認める場合に限り、問診を行うこと。

- 1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D

問 23 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の（ A ）～（ D ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、（ A ）への立入時間の短縮、（ B ）の禁止、放射線に被ばくする（ C ）業務への配置転換等の措置を講じ、必要な（ D ）を行うこと。」

	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1	放射線施設	取扱い	おそれのない	健康診断
2	管理区域	取扱い	おそれのない	保健指導
3	放射線施設	立入り	おそれのない	保健指導
4	管理区域	立入り	おそれの少ない	保健指導
5	放射線施設	立入り	おそれの少ない	健康診断

問 24 記帳に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素等の保管に関する事項を記載した帳簿の保存期間は、開始後 5 年間とする。
- B 埋設廃棄物に関する事項を記載した帳簿の保存期間は、閉鎖後 5 年間とする。
- C 放射性同位元素の賃貸に関する事項を記載した帳簿は、1 年ごとに閉鎖しなければならない。
- D 放射性同位元素の使用に関する事項を記載した帳簿の保存期間は、閉鎖後 5 年間とする。

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 25 合併等に関する次の文章の（ A ）～（ C ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可使用者である法人の合併の場合（許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物又は当該許可に係る（ A ）並びに（ B ）等を一体として承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について文部科学大臣の（ C ）を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物若しくは（ A ）並びに（ B ）等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。」

	（ A ）	（ B ）	（ C ）
1	放射線発生装置	使用施設	認 可
2	放射線発生装置	放射線施設	認 可
3	放射性同位元素装備機器	貯蔵施設	許 可
4	放射性同位元素装備機器	使用施設	許 可
5	放射性同位元素装備機器	放射線施設	許 可

問 26 許可使用者に係る許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A その所有する放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。
 - B その借り受けている放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に返還すること。
 - C 放射性同位元素による汚染を除去すること。
 - D 放射性同位元素によって汚染された物を許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 27 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
 - B 許可使用者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を受けた放射性同位元素を、委託を受けた日から荷受人に引き渡すまでの間、所持することができる。
 - C 届出販売業者は、放射性同位元素の運搬を委託された場合にあっては、その届け出た種類の放射性同位元素以外であっても、運搬のために所持することができる。
 - D 許可廃棄業者は、その許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 28 危険時の措置等に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線障害を防止する必要があったので、放射線施設の内部にいる者又は放射線施設の付近にいる者に避難するよう警告した。
 - B 許可使用者は、放射線施設内で火災が起こったので、消火に努めるとともに直ちに、その旨を消防署に通報した。
 - C 届出使用者が、その所持する放射性同位元素に所在が不明となっているものがあることに気づき、10日間探したが発見できなかったため、直ちに、文部科学大臣に報告した。
 - D 放射線業務従事者が実効線量限度を超えて被ばくしたおそれがあったので、放射線障害の発生が確認されたときに、文部科学大臣に報告することにした。
- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 29 放射線取扱主任者の選任等の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の使用の許可を受けた日に放射線取扱主任者を選任し、その 14 日後から使用を開始したが、放射線取扱主任者の選任の届出は、使用開始日の前日に行った。
- B 放射線取扱主任者が転勤することになり、業務の引継ぎのため、転勤の日の 20 日前に放射線取扱主任者の選任及び解任を行ったが、その旨の届出は転勤の日の 20 日後に行った。
- C 放射線取扱主任者が海外出張により 3 月間その職務を行うことができなくなるため、直ちに、放射線取扱主任者の代理者を選任しその旨の届出を行った。帰国後、その者を放射線取扱主任者としての職務に復帰させるため、代理者を解任したが、その旨の届出は解任の日の 60 日後に行った。
- D 放射線取扱主任者が海外出張により 20 日間その職務を行うことができなくなるため、出国の前日に放射線取扱主任者の代理者を選任したが、その旨の届出は行わなかった。

- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 30 報告徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。

- 1 許可使用者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、放射線施設の廃止に伴う措置の報告書により、必ず、10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を、必ず、10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 届出使用者は、事業所等ごとに放射線管理状況報告書を毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間について作成し、当該期間の経過後、必ず、30 日以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 4 届出販売業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を、必ず、30 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 許可使用者は、放射線業務従事者が放射性同位元素の使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくで、実効線量で 0.5 ミリシーベルトを超える被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を、必ず、10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。